三　地域再生計画の区域の範囲　三重県度会郡南伊勢町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

○内閣府告示第三百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百六十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び真庭市

二　地域再生計画の名称　水と緑　人と文化を未来につなぐ　賑わいの『杜市』真庭づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）及び地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第四百六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

○厚生労働省
経済産業省告示第二十一号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年七月二十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣臨時代理　国務大臣　山田　正彦

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
1098	4′,4′′−エチル−2′−フルオロ−4−プロパン−1−イル−1,1′:4′,1′′−テルフェニル	(4)−1942
1099	テトラリチウム=2−[3−*tert*−ブチル−4−シアノ−5−({[(2*R**,6*S**)及び(2*R**,6*R**)及び(2*R**,6*S**)]−6−[(2,6−ジエチル−4−メチル−3−スルホナトフェニル)−*N*−(6−スルホナトベンゾチアゾール−2−イル)アミノ]−4−メチルピリジン−3−イル}ジアゼニル)−1*H*−ピラゾール−1−イル]ベンゾチアゾール−6−スルホナートを主成分（合計90%以上）とする、テトラリチウム=2−[3−*tert*−ブチル−4−シアノ−5−({[(2*R**,6*S**)及び(2*R**,6*R**)]−6−[(2,6−ジエチル−4−メチル−3−スルホナトフェニル)−*N*−(4−スルホナトベンゾチアゾール−2−イル)アミノ]−4−メチルピリジン−3−イル}ジアゼニル)−1*H*−ピラゾール−1−イル]ベンゾチアゾール−6−スルホナート及びテトラリチウム=2−[3−*tert*−ブチル−4−シアノ−5−({[(2*R**,6*R**)及び(2*R**,6*S**)]−6−[(2,6−ジエチル−4−メチル−3−スルホナトフェニル)−*N*−(6−スルホナトベンゾチアゾール−2−イル)アミノ]−4−メチルピリジン−3−イル}ジアゼニル)−1*H*−ピラゾール−1−イル]ベンゾチアゾール−6−スルホナートの混合物	(5)−6913
1100	α−ヒドロ−ω−（ヒドロキシフェニル）ポリ{ヒドロキシフェニレン−*alt*−[フェニルメチレン]}メチレン（ビスアルデヒド、4,4′−ビス（クロロメチル）ビフェニル及びフェノールの反応生成物	(7)−2960
1101	ビフェニル−2−イル=ジフェニル=ホスファートを主成分（50%以上）とする、ビフェニル−2−イル=ジフェニル=ホスファート、トリフェニル=ホスファート及びトリス（ビフェニル−2−イル）=ホスファートの混合物	(4)−1943
1102	ジナトリウム=1,4−ジオキソ−1,2,3,4−テトラヒドロナフタレン−2,3−ジスルホナート	(4)−1944
1103	アクリル酸・メチル=メタクリラート・トリイソプロピルシリル=アクリラート共重合物、水素添加ロジン及び銅塩（有機酸又は無機酸）の反応生成物	(6)−2809
1104	オクタナトリウム=6,6′−ビス{[3−メチル−2,7−ジオキソ−1−[1,2,3−*de*]キノリン−6−イル]アミノ}−4,4′−(エチレンビス{イミノ[6−(4−スルホナトフェノキシ)−1,3−ジスルホナート)})を主成分（70%以上）とする、7−ジオキソ−1−(3−スルホナトベンゾイル)−3,7−ジヒドロ−2*H*−ナフト[1,2,3−*de*]キノリン−6−イル]アミノ}−4,4′−(エチレンビス{イミノ[6−(4−スルホナトフェノキシ)−1,3−ジスルホナート)}ビス(ベンゼン−1,3−ジスルホナート)、ヘプタナトリウム=4−({4−[(2−{[4−ヒドロキシ−6−(5−{[3−メチル−2,7−ジオキソ−1−(3−スルホナトベンゾイル)−3,7−ジヒドロ−2*H*−ナフト[1,2,3−*de*]キノリン−6−イル]アミノ}−2−イル}−4−ジスルホナトフェニル)アミノ]−6−[(4,3,5−トリアジン−2−イル}アミノ)−3−スルホナトフェノキシ]−1,7−ジヒドロ−2*H*−ナフト[1,2,3−*de*]キノリン−6−イル}アミノ}ベンゼン−1,3−ジスルホナ	(5)−6914